

京都府民のみなさまへ

新型コロナウイルスによる感染者数が全国的に拡大するなか、4月16日、政府は全都道府県に緊急事態宣言を発出するとともに、感染者が急増している京都府を含む13都道府県について、特に重点的な対策を進める「特定警戒都道府県」と位置づけました。

京都府薬剤師会においては、この間、薬局や病院等に勤務する薬剤師が、それぞれの職務において、府民に対する正しい知識の啓発、受診が困難になりつつある中での電話等を用いた服薬指導、医薬品の自宅等への配送、入院システムの変更に伴う医療機関以外の宿泊施設で療養する感染者に対する対応など、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制に向け、最大限取り組んでおります。そしてこの度の緊急事態宣言の発出を受け、行政機関や医療関係団体等との連携をより密にし、更なる緊張感をもって取り組んで参ります。

府民の皆様方におかれましては、ご自身やご家族の感染を防ぐためにも、不要不急な外出の自粛やいわゆる三密（密閉・密集・密接）の回避、手洗いや咳エチケットの励行などを確実に実施していただくとともに、お薬に関することでお困りのことが有りましたら、何でもお気軽に薬剤師にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症を収束させ、従前のような府民の皆様方や観光客の笑顔があふれる京都に一刻も早く戻ることを、心より祈念いたします。

令和2年4月17日

一般社団法人京都府薬剤師会

会長 河上 英治